

新神戸ロープウェイに乗って布引ハーブ園に行ってきました。グラスガーデンの温室では、珍しいお花も咲いています。



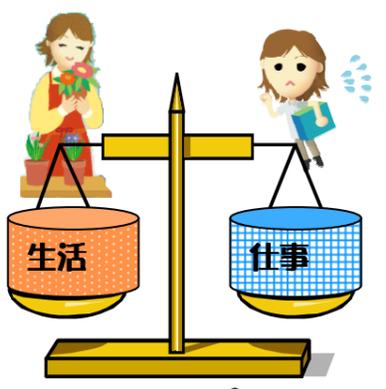
景色を眺めて頂上のレストランでお食事だけでもお奨めです！



メティニラマグニフィカ

～ワーク・ライフ・バランスに努めよう～

最近、よく聞く言葉、「ワーク・ライフ・バランス」ご存知ですか？
ワーク＝仕事、ライフ＝生活（家庭）、バランス＝調和、文字通り、仕事と家庭生活の調和のこと。法律では、育児や家族の介護を行いながら働き続けることができるよう、改正が行われました。仕事中心の生活を見直して、育児・介護など家族の時間を大切にすると共に、遊びや趣味、ボランティアといった仕事以外の時間も作り出して、仕事も生活も充実させましょう！！



育児・介護休業法の改正について

平成20年には、地域や職場での総合的な対策を推進するため、「次世代育成支援対策推進法」が改正され、平成21年には、子育て期間中の働き方の見直し、父親も子育てができる働き方の実現、仕事と介護の両立支援を目的に「育児介護休業法」が改正されました。
改正育児介護休業法は、平成22年6月30日から施行されています。

1. 子育て期間中の働き方の見直し
 - 3歳までの子を養育する労働者について、短時間勤務制度（1日6時間）を設けることを事業主の義務とし、労働者からの請求があったときの所定外労働の免除を制度化する。
 - 子の看護休暇制度を拡充する（小学校就学前の子が、1人であれば年5日（現行通り）、2人以上であれば年10日）。
2. 父親も子育てができる働き方の実現
 - 父母がともに育児休業を取得する場合、1歳2カ月（現行1歳）までの間に、1年間育児休業を取得可能とする。（パパママ育休プラス）
 - 父親が出産後8週間以内に育児休業を取得した場合、再度、育児休業を取得可能とする。
 - 配偶者が専業主婦（夫）であれば育児休業の取得不可とすることができる制度を廃止する。
3. 仕事と介護の両立支援
 - 介護のための短期の休暇制度を創設する（要介護状態の対象家族が1人であれば年5日、2人以上であれば年10日）
4. 実効性の確保
 - 苦情処理・紛争解決のための援助及び調停の仕組みを創設する。
 - 勧告に従わない場合の公表制度、および、報告を求めた場合に報告せず、又は虚偽の報告をしたものに対する過料を創設する。

1. 育児休業の例



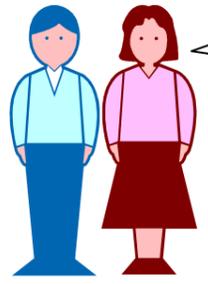
妻は専業主婦で、子どもは生後6カ月。初めての育児で大変な奥さんを助けたいけど、妻が専業主婦の場合は育児休業が取れない。時々有給休暇を使ってはいるけど。。



配偶者が就業しているかどうかに関わらず、育児休業を取得することができるようになります！！



2. 子どもの看護休暇の例



共働きで、子どもは3歳と5歳。上のお姉ちゃんが喘息でよく病院に行く。これまでに5日間の子どもの看護休暇を使ってしまった。有給休暇も残っていないし。。



2人以上の子どもがいる場合は、1年度につき10日間で子の看護休暇が取れるようになります！！



3. 短期の介護休暇の例



高齢の母親と二人で暮らしている。母親が階段から落ちて一か月のけがを負った。何度も通院が必要だが、高齢のため付き添いなしでは難しい。無給になるが、介護休業で対応しようか。。



要介護状態にある父母など、家族の介護のための、短期の介護休暇制度（有給）が新設されました！！



「次世代育成支援対策推進法」も一部改正



現在、「次世代育成支援対策推進法」では、企業も、従業員の仕事と子育ての両立をはかるための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員をも含めた多様な労働条件の整備などに取り組む「行動計画」を作成して、県に提出しなければならないことを規定しています。現在は、策定・届け出の義務付けが「301人以上」の企業の範囲ですが、改正後（H23. 4. 1以降）は、「101人～300人」の企業も義務の対象となります。100人以下の企業は努力義務となっています。

すべての世代、すべての立場で、ワークライフバランスを考えよう！！



「ワークライフバランス」は、勤労者だけの問題と考えずに、専業主婦の方、自営業の方、リタイアされた方、みなさんで自分の生活を振り返ってみませんか？専業主婦だから家事も育児も一人でがんばらなくちゃと、どこか追いつめていませんか？息抜きできる場所や仲間がありますか？また、激しい勤務から急にリタイアすると、逆にバランスを崩してしまうこともあります。どんなに仕事が忙しくても趣味や遊び、ボランティアの仲間との付き合いも大事ですね。用がないからと家に閉じこもらずに、機会を作って外出しませんか？外には何かがあるはずですよ。

